大阪府観光農園環境整備推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　府内の農業者等が行う観光農園（農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験又はほ場を鑑賞させ、料金を得る事業）へのインバウンドの周遊促進に向け受入環境整備のための取組みを支援することを目的に、大阪府観光農園環境整備推進事業を実施する。本事業の実施にあたり、大阪府観光農園環境整備推進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の定めるところにより交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業者）

第２条　補助金の交付対象となる者は、大阪府内の農地の所有権又は賃借権等を有する農業者（個人及び法人）及びそれらの農業者で組織する団体（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる補助事業者が府内で営む観光農園に係る事業で、補助金の交付申請年度から新たに予算を確保して実施する事業とする。

（１）多言語によるインバウンド向けのホームページの改修等

（２）インバウンド向けの接遇者の育成（研修等）

（３）インバウンド向けのキャッシュレス機器および翻訳機の導入

（４）インバウンド接遇に係る体験案内用具等の多言語化

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費であって、別表１に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

（補助率等）

第５条　補助率及び補助上限額は、別表２に定めるとおりとし、大阪府の予算の範囲内において交付するものとする。

２　補助額は、前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第６条　規則第４条第１項の申請は、次に掲げる書類を知事の定める期日までに大阪府農と緑の総合事務所（以下「総合事務所」という。）を経由して知事に提出することにより行わなければならない。

（１）大阪府観光農園環境整備推進事業補助金交付申請書（様式第１号）

（２）事業内容・経費積算（様式第１号－２）

（３）要件確認申立書（様式第１号－３）

（４）暴力団等審査情報（様式第１号－４）

２　消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第７条　知事は、前条の申請があったときは、規則第５条の規定により当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときには、補助金の交付の決定を行うものとする。

２　知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその内容及び条件を補助事業者に対して総合事務所を経由して通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第８条　規則第６条第１項第１号の知事の定める軽微な変更は、各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して20 ％以内の変更であって、補助金交付額の増がないものとする。

２　規則第６条第１項第２号の知事の定める軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

３　補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする補助事業者は、規則第６条第１項第１号又は第２号の規定により、大阪府観光農園環境整備推進事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第２号）を、総合事務所を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４　補助事業を中止しようとする補助事業者は、規則第６条第１項第３号の規定により、大阪府観光農園環境整備推進事業中止承認申請書（様式第３号）を、総合事務所を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付の条件）

第９条　規則第６条第２項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記録した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関する全ての関係書類とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

（２）設置後の修繕及びメンテナンスは、補助事業者の責任において行うこと。

（３）補助事業者は、補助事業に関して調査又は報告等を求められたときは、これに従うこと。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第10条　補助金の交付の申請を取り下げようとする補助事業者は、規則第７条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、大阪府観光農園環境整備推進事業補助金交付申請取下申請書（様式第４号）を、総合事務所を経由して知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第11条　規則第12条の規定による報告は、大阪府観光農園環境整備推進事業実績報告書（様式第５号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助事業の完了した日の属する会計年度の２月末日のいずれか早い日までに、総合事務所を経由して知事に提出することにより行われなければならない。

２　消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付）

第12条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

２　知事は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対して総合事務所を経由して通知するものとする。

（成果報告）

第13条　補助事業の成果を把握するため、補助事業者は、大阪府観光農園環境整備推進事業補助金に係る成果報告書（様式第６号）を、事業の完了した日の属する会計年度の翌々年度の４月20日までに、総合事務所を経由して知事に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第14条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については善良なる管理者の注意をもって適切に管理するとともに、取得財産等のうち、取得又は効用の増加価格が１件当たり10万円以上のものについては台帳を設け、これを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、次項の定めによる取得財産処分承認申請により、知事の承認を受けた場合は、この限りではない。

２　当該財産を処分しようとするときは、あらかじめ大阪府観光農園環境整備推進事業補助金に係る取得財産等処分承認申請書（様式第７号）を、総合事務所を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過した場合は、この限りでない。

３　知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から法定耐用年数が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を大阪府に納付させることができる。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附　則

　この要綱は、令和６年８月28日から施行する。

　この要綱は、令和７年5月9日から施行する。

別表１（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 費目 | 対象経費 |
| 補助対象経費 | ホームページ改修費等 | 改修費 | ホームページの多言語化のための改修費※多言語化は、日本語以外の言語として英語を含む１言語以上に対応させるものとする。 |
| 報償費 | ホームページ改修を行うに当たり必要な翻訳費 |
| 研修費等 | 報償費 | 講師等への謝礼。ただし、補助対象団体の構成員に対して支払うもの、コンサルタント費用は除く。 |
| 旅費 | 事業に係る交通費、通行料等 |
| 需用費 | 消耗品・教材としての書籍等の購入費、印刷費等 |
| 役務費 | 切手等の通信運搬費、保険料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料等（物品等のレンタル料を含む） |
| 機器等整備費 |  | キャッシュレス決済導入等を行うにあたり必要な機器の購入費インバウンド接遇にかかる翻訳機器の購入費 |
| 体験案内用具改修整備費 | 改修費 | インバウンド接遇にかかる体験案内用具の多言語化費用 |
| 需要費 | 多言語化した体験案内用具等の制作費等 |
| 補助対象外経費 | － | － | ・本事業の支援対象案件として交付決定を受ける前の経費・経常的な経費（人件費、光熱水費等）・不動産の取得、賃借、土地の造成等に係る経費・その他、事業目的に照らして直接関係しない経費や補助金の交付に関して適切ではない経費・他の国、大阪府及び自治体の補助制度の対象となった経費 |

別表２（第５条関係）

|  |
| --- |
| １　補助率補助対象経費（寄付金や広告収入等を除く）の２分の１以内。２　補助上限額40万円 |